平成２１年（フ）第５７３号
北海道空知郡南富良野町字落合163番地
債務者　高橋　弘美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７４号
北海道上川郡当麻町３条東３丁目６番３号
債務者　鈴木　房子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７５号
北海道旭川市永山８条６丁目１番５号
債務者　佐々木　肇
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７６号
北海道旭川市春光台４条４丁目１番３―23号
89ＫＲ23―23
債務者　河野　俊夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７７号
北海道上川郡東川町西町１丁目２番５―２号
債務者　寺山　有香
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７８号
北海道旭川市永山９条12丁目１番４号　パレスシャリオ103号室
債務者　吉田　知美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７９号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南３条３丁目３番10号
債務者　阪東　寿美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８０号
北海道旭川市東６条２丁目１番２号　サンポートハイム103号室
債務者　瀧山　和司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
愛媛県大洲市阿蔵甲1327番地市営住宅阿蔵第２団地２―19号
債務者　山下　奉之
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第２８５６号
横浜市神奈川区新子安１丁目17番５―419号
債務者　高橋　　治
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８８号
横浜市中区麦田町３丁目78番地　ニュー山手201号室
債務者　飯野　成一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第９０１号
千葉県船橋市滝台町95番地６　メゾン薬円台202号
破産者　井原満由美
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８０８号
長崎県長崎市大黒町11番４号
破産者　株式会社コモンズ
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３４６号
長崎県佐世保市有福町1299番地24
破産者　有限会社蛇の目ずし
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第２０８号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代31番地５
破産者　有限会社奈須組
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第４３２号
千葉県市川市行徳駅前２丁目12番７号
破産者　住宅サービス株式会社
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係